重要事項説明書

１．施設の概要

名称	三ヶ島保育園			
所在地	所沢市三ケ島5丁目1974-4			
認可日	昭和44年4月1日			
連絡先	電話番号	04-2948-3489	ＦＡＸ番号	04-2948-3682
	メールアドレス	b9483489@city.tokorozawa.lg.jp		
設置者	所沢市長　　小野塚　勝俊			
施設長氏名	高橋　円			
事業の類型	保育所			

２．定員

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	11	16	17	20	26	90

３．職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
施設長	1	0	1
主任保育士	1	0	1
保育士	11	4	15
栄養士	0	1	1
調理員	2	3	5
その他	1	8	9
合計	16	16	32

埼玉県児童福祉法施行条例、埼玉県保育所設置認可基準及びその他法令等の定める基準を順守し、保育に必要な職員として、左記の職種の職員を配置しています。

給食調理業務委託　富士食品商事株式会社

４．開園日・開園時間及び休園日

開園日		月曜日から土曜日
開園時間		午前７時００分から午後８時００分
保育時間	保育標準時間認定	午前７時３０分から午後６時３０分
	保育短時間認定	午前８時３０分から午後４時３０分
延長保育時間	保育標準時間認定	午前７時００分から午前７時３０分/午後６時３０分から午後８時００分
	保育短時間認定	午前７時００分から午前８時３０分/午後４時３０分から午後８時００分
休園日		日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から１２月３１日、1月２日、同月３日

5．給食

給食	自園調理	アレルギー	現在の症状や除去内容について対応可能か相談してください。

６．利用者負担額

保育料	保育料は、所沢市が定める条例によるものとします。
延長保育料	標準時間：100円／30分、短時間：100円／30分～1時間　※詳しくはお問い合わせください
徴収時期・徴収方法	毎月末日・口座引き落としによる
夕食（補食代）	夕食代　３００円

上乗せ徴収	実費徴収
	連絡ノート代：１～２歳児用１４０円 給食費(主食費）：1,200円 給食費(副食費）：4,800円 スポーツ振興センター加入費：240円

※上乗せ徴収は文書による同意が必要です。　※利用者負担額については、領収証を発行します。

７．選考の方法

利用の申込みをした子どもの数と入所児の総数が利用定員の総数を超える場合については、市が行う利用調整により選考します。

８．緊急時の対応方法

保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

嘱託医	氏名	山本　智章　（　やまもとキッズクリニック　）
	所在地	所沢市三ケ島４－２２８６－１１　電話　04-2938-7787
嘱託歯科医	氏名	藤村　倫子　（　藤村矯正歯科医院　）
	所在地	所沢市緑町２－６－１５　第２ＫＩビル３Ｆ　電話　04-2928-7022

９．非常災害時等の対策

非常災害時等に対する計画	非常災害時や防犯等に対する計画は別に定めます。 詳しくは、管理者までお問い合わせください。			
避難訓練・消火訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。			
防災設備	児童火災報知器・煙探知機・誘導灯			
避難場所	第１避難場所	園庭	第２避難場所	三ヶ島小学校

１０．虐待等の防止

入所児の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

責任者	高橋　円

１１．個人情報保護方針

【個人情報の取扱方法】

・特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であったものが知り得た情報や秘密は、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
・所沢市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に努めます。

１２．苦情解決体制

相談・苦情解決責任者	氏名　高橋　円	電話　04-2948-3489	（役職）園長
相談・苦情受付担当者	氏名　斉藤　奈美	電話　04-2948-3489	（役職）副園長
第三者委員	氏名　齋藤　千里	連絡先　04-2998-9415	（役職）民生委員
	氏名　伊澤　永修	連絡先　04-2998-9415	（役職）大学　准教授
	氏名　秋田　和人	連絡先　04-2998-9415	（役職）保育園　関係者
	氏名　斎藤　元伸	連絡先　04-2998-9415	（役職）保育園　関係者
受付方法	電話、直接		

１３．傷害保険の概要

保険の種類	災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	医療費等給付
保険金額	療養に基づく費用の額が１つの災害につき、５００点以上のものについて、保険診療の医療費総額の２割の額に、保険診療の医療費総額の２割を加算した額

１４．その他の重要事項